












特別借受宿舎D棟給湯器更新工事

業務隊長		厚生科長		厚生班長	宿舎係	
						
管理科長	営繕班長	電気施設	基地対策	施設管理	財担当者	
						
工事名称	特別借受宿舎D棟給湯器更新工事			図面番号	1 / 11	
図面名称	表紙			仕様書番号		
				管-40		
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊				令和6年5月15日		

特記仕様書

- 1 工事名 特別借受宿舎D棟給湯器更新工事
- 2 工事場所 茨城県土浦市右廻2318
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 特別借受宿舎D棟
- 3 工事概要 バランス形ふろがまから壁貫通型ガスふろ給湯器へ改修 4台
- 4 一般仕様
 - (1) 一般事項
 - ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書及び改修工事標準仕様書による。
 - イ 図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
 - ウ 工事施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。
 - エ 本工事に必要な工具類及び消耗部品は、受注者の負担のとするものとする。
 - オ 受注者は駐屯地内で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工場所以外への立入りを禁止する。
 - カ 本工事で発生する発生材のうち金属類は発生材調書を2部監督官に提出するとともに、監督官の指示する場所に集積すること。その他は関係法令に基づき処分し、工期内に「マニフェストE票の写し」を監督官に提出すること。
 - キ 工事に必要とする電力水道は、すべて受注者の負担において用意するものとする。
 - (2) 現場管理
 - ア 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を監督官に提出すること。なお、提出時期は工事着工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする
 - イ 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は受注者が負うものとする。万一、災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。

- ウ 作業時間は8時30分から17時までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。
- エ 必要に応じ、既存施設部分等について適切な養生を行うとともに、完成に際しては当該工事に関する部分の適切な後片付け及び清掃を行うものとする。

(3) 材料検査

- ア 工事に使用する材料は設計図書に定める品質及び性能を有する新品とすること。なお、特記なきものについては、JIS等規格品とする。
- イ 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を、監督官へ提出すること。
- ウ 材料の色、柄等については、監督官の指示によるものとし、使用材料等の見本は必要に応じ監督官に提出・承認を得るものとする。
- エ 現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等のためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではないものとする。なお、搬入した材料は、工事で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。
- オ 材料検査結果並びに長期保管等による変質等により工事に使用することが適当でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

(4) 関係書類

- ア 契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し工程表等を提出して監督官の承認を受けるものとする。また、その他工事に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。
- イ 工事写真撮影は受注者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、工事完成及び完成後、明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。
- ウ 受注者は、工事請負金額が500万円以上の工事については工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、工事実績データとして「工事カルテ」を作成し、（一財）日本建設情報総合センターにWEB登録するとともに、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを1部監督官に提出すること。
- エ 受注者は、「工事カルテ」の登録内容についてあらかじめ監督官に報告し、「工事カルテ」を（一財）日本建設情報総合センターに提出すること。

事業名	特別借受宿舎D棟給湯器更新工事	2 / 11
-----	-----------------	--------

事業名	特別借受宿舎D棟給湯器更新工事	3 / 11
-----	-----------------	--------

(5) 産業廃棄物の処理等

ア 産業廃棄物の処理

受注者は、本工事により発生する産業廃棄物を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて適正に処分し、工期内に「マニフェストE票の写し」を監督官に提出すること。

イ 発生材の処理

受注者は、工事の施工により生じた発生材のうち、官側に引渡しを要するものについては、指定の場所に搬入し、発生材報告書2部及び発生材置場の状況を添えて監督官に提出すること。

なお、引渡しを要する発生材は、金属類とする。

5 工事仕様

(1) 共通工事

ア 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は図面より現地の取り合いを優先すること。

イ 騒音・振動等が発生する場合は近隣住民等に周知を行う等処置をし、十分考慮して実施すること。

ウ 未入居部屋の試運転で使用する電気・水は受注者側で用意すること。

なお、ガスの開栓については、株式会社エネライフに連絡すること。

エ 機器及び材料

(7) 環境物品等の適用

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、「公共工事」に規定される資材、建設機械、工法等を用いる場合は、当該規定で定められた「判断の基準」を満足すること。ただし、災害等の影響による影響や地域性等により適用しがたい場合において、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。

オ 主要機材

(7) 本工事に使用する資機材は本設計図書に適合するものとし、再使用品及び再生資源を利用することとしたものを除きすべて新品とする。

(4) 図面に記載されている資機材の製造者及び型式（型番）は参考のものであり、製造者等を特定しているものではない。

(2) 機械設備工事

ア 新設衛生器具一覧表

名称	機器仕様	数量	備考
壁貫通型ガスふろ給湯器	型式：壁貫通型、プロパンガス 能力：8.2号 付属品：浴室リモコン シャワー金具	4台	リノイ備 RUF-HA83SA-E
ホームインワン専用浴槽	サイズ：1100サイズ 付属品：浴槽蓋	4台	リノイ備 RPB-1102WAR/L11-C

イ 撤去衛生器具一覧表

名称	機器仕様	数量	備考
バランス形ふろがま	型式：プロパンガス 能力：6.5号 付属品：シャワー金具	4台	リノイ備 RBF-A60SN-RR-R/L-T

6 施工一覧表

No.	号棟	号室	入居状況	浴槽向き	備考
1	D	202		R	
2		302		R	
3		206		R	
4		306		R	

※ 入居状況については令和6年4月1日時点の状況である。必ずしも施工日に上表とおりととは限らない。



陸上自衛隊陸ヶ浦駐屯地

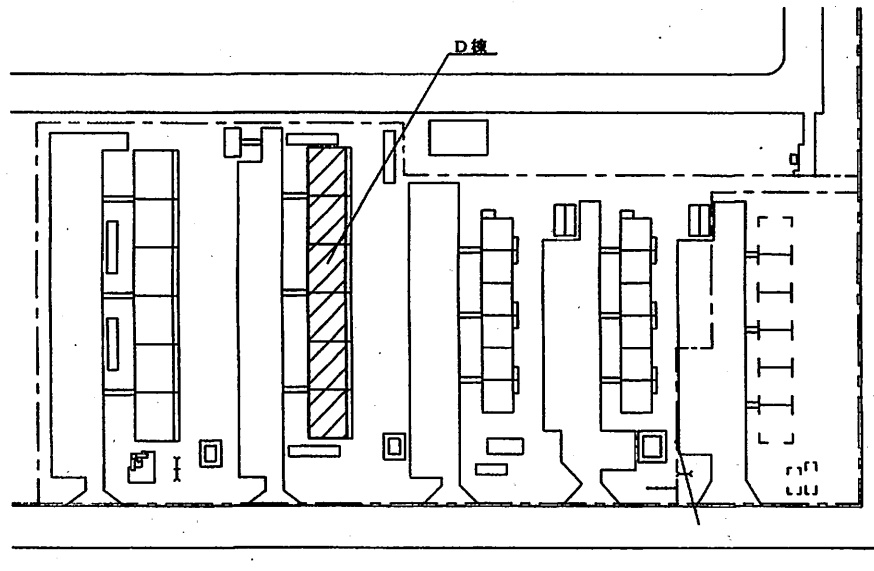
特別借受宿舍



案内図 S=1:X



D棟



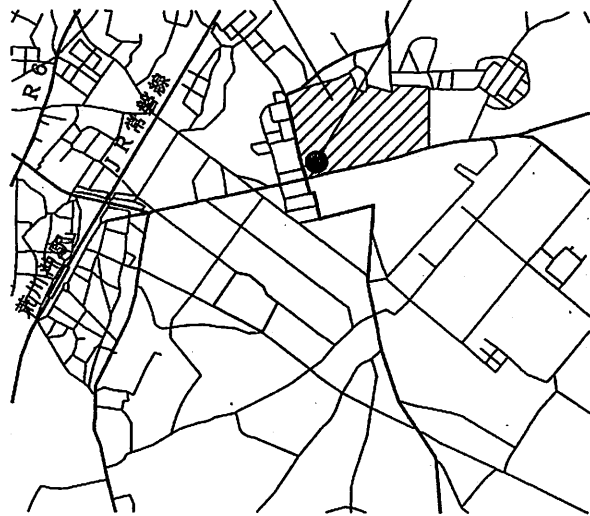
配置図 S=1:1,000

工事名称	特別借受宿舍D棟給湯器更新工事	図面番号	6/11
図面名称	案内図・配置図	縮尺	
		図示	
陸上自衛隊陸ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年5月15日

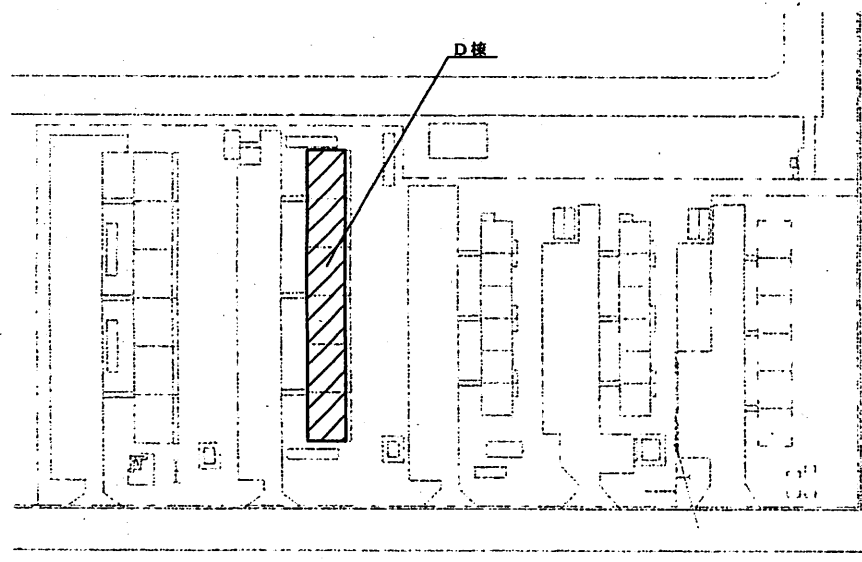


陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

特別借受宿舎

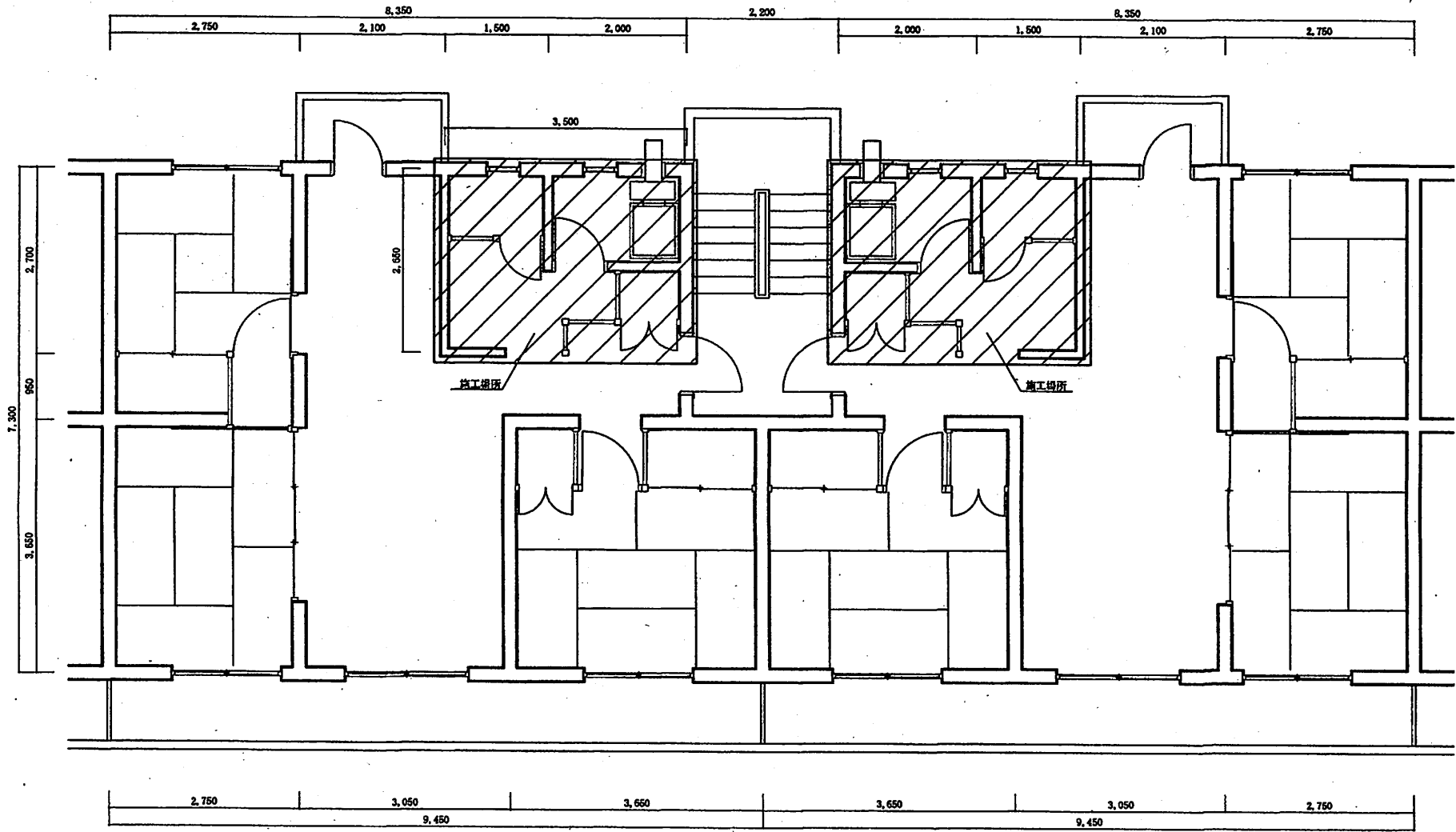


案内図 S=1:X

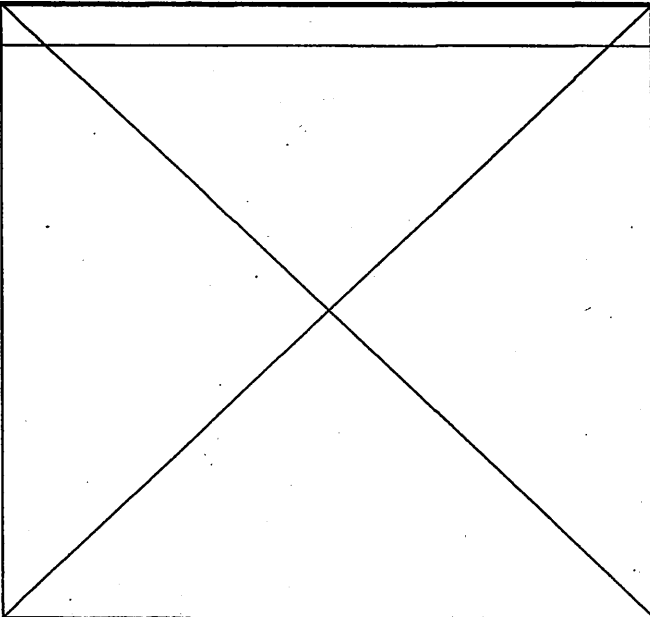
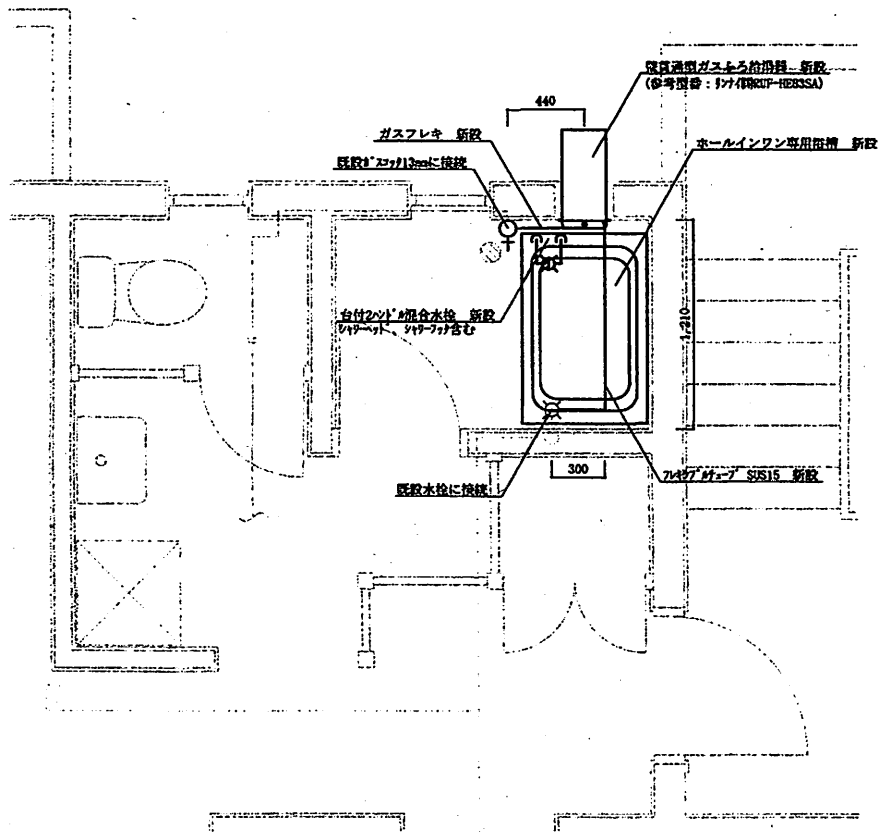


配置図 S=1:1,000

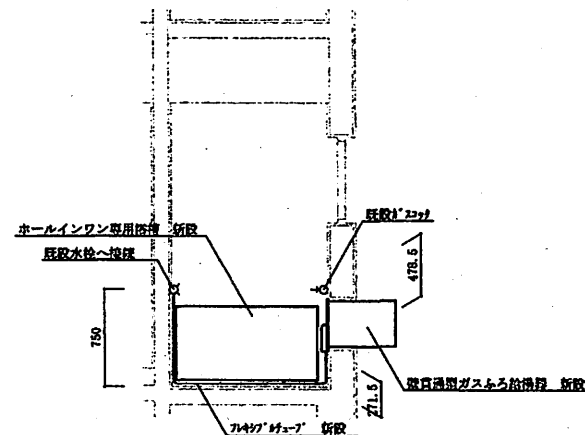
工事名称	特別借受宿舎D棟給湯器更新工事	図面番号	6/11
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和6年5月15日	



工事名称	特別優待宿舎D棟給湯器更新工事	図面番号	7 / 11
図面名称	平面図	縮尺	1 / 60
陸上自衛隊履ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年5月15日

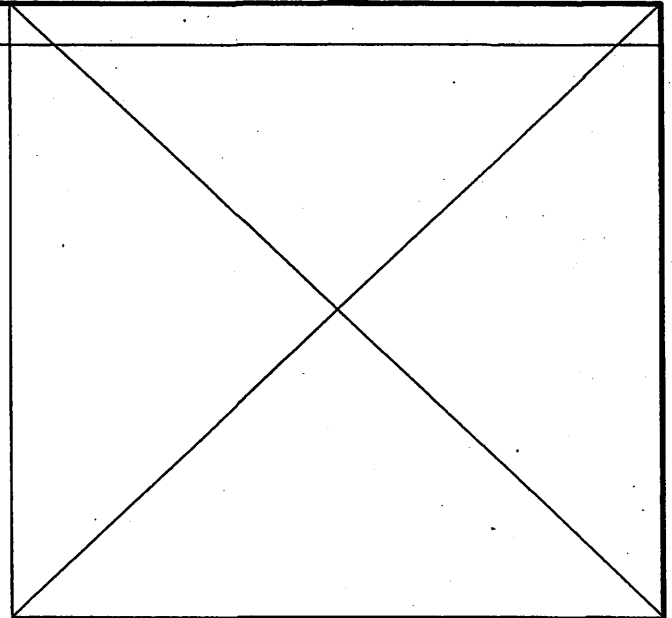
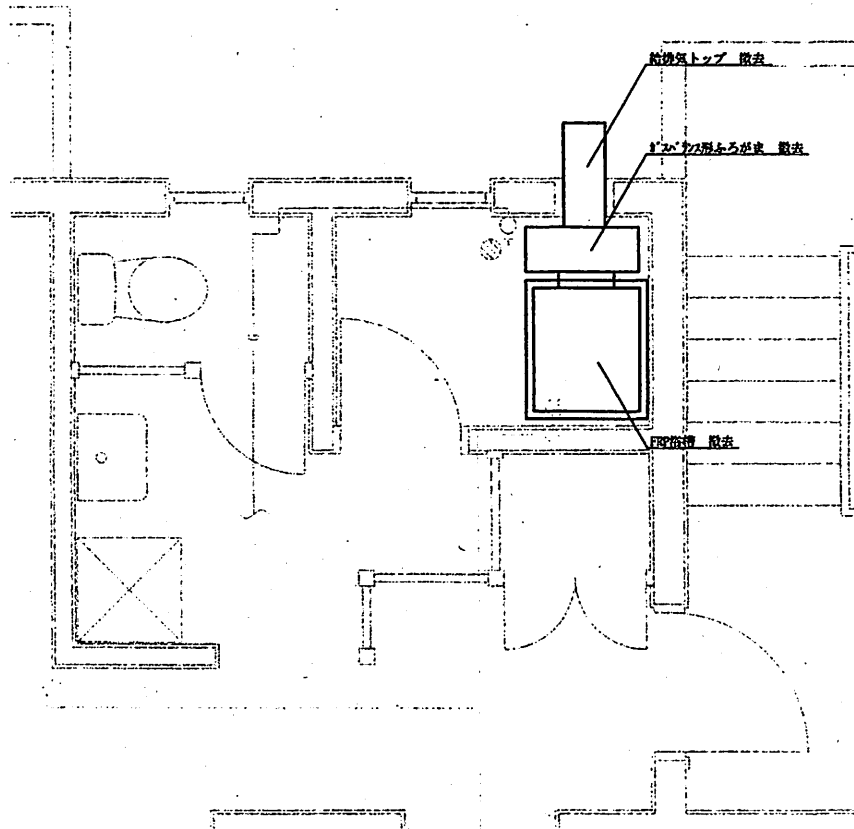


断面図

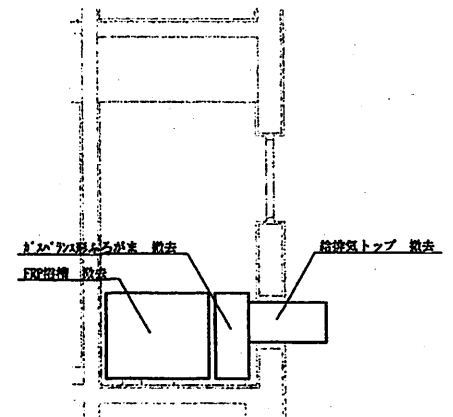


※部屋番号が偶数の場合は逆になる。

工 事 名 称	特別指定宿舍D棟給湯器更新工事	図 面 番 号	8 / 1 1
図 面 名 称	部分詳細図 【機械設備 改修図】	縮 尺	図 示
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和6年5月15日	



断面図

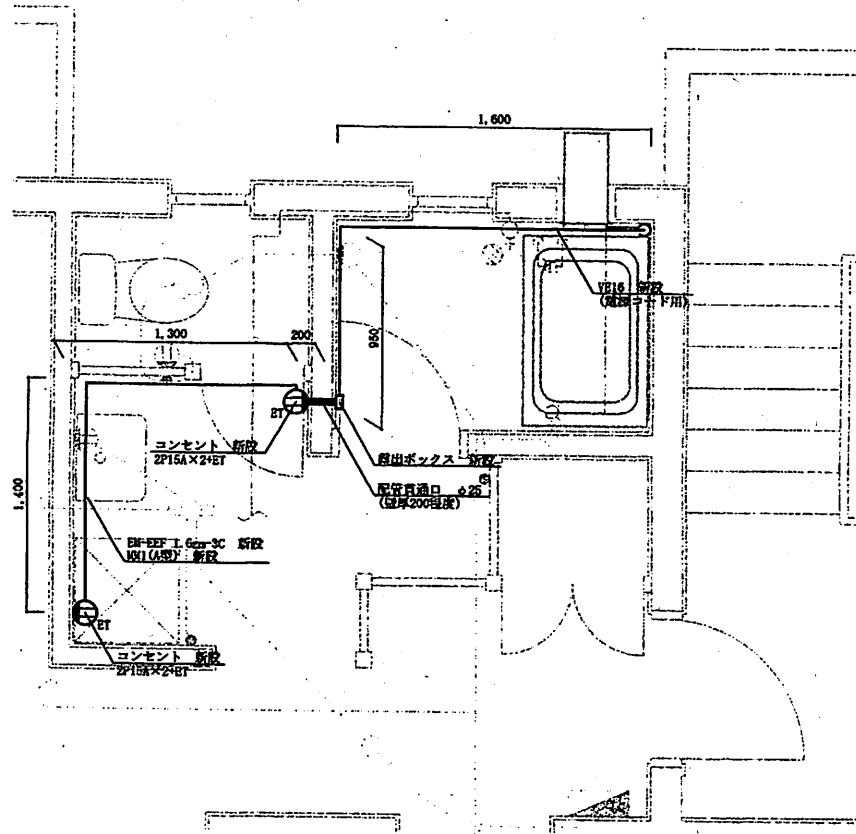


※部屋番号が偶数の場合は逆になる。

工事 名称	特別留受宿舎D棟給排気更新工事	図面 番号	9/11
図面 名称	部分詳細図 【機械設備 撤去図】	縮 尺	図 示
陸上自衛隊陸ヶ浦駐屯地業務隊		令和6年5月15日	

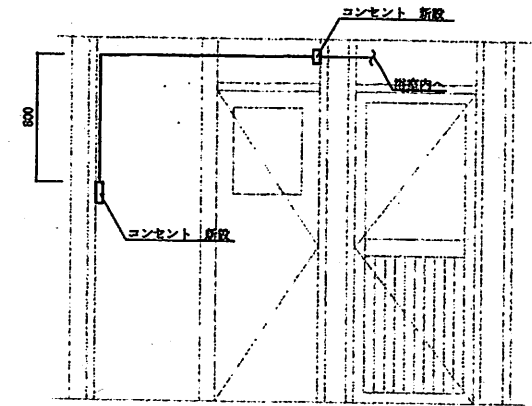
詳細平面図

S=1/30



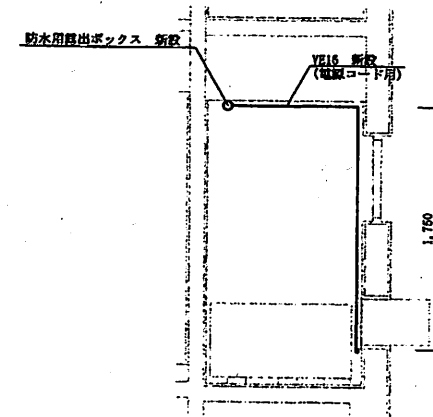
察 図

S=1/30



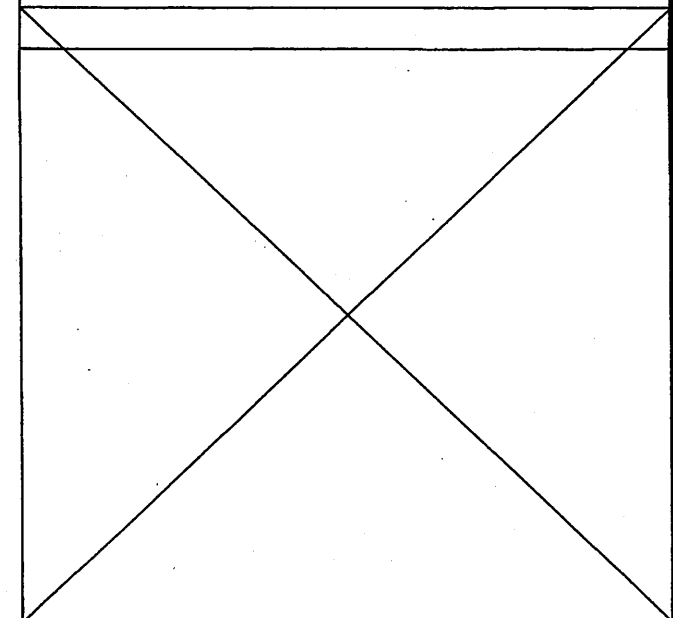
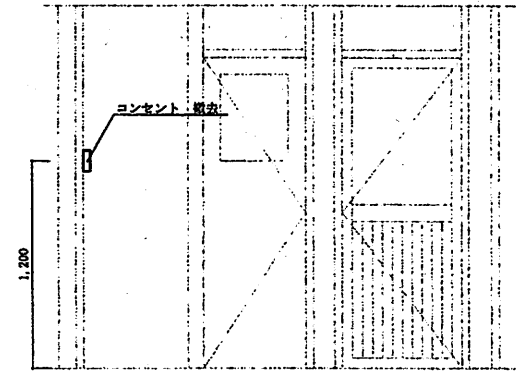
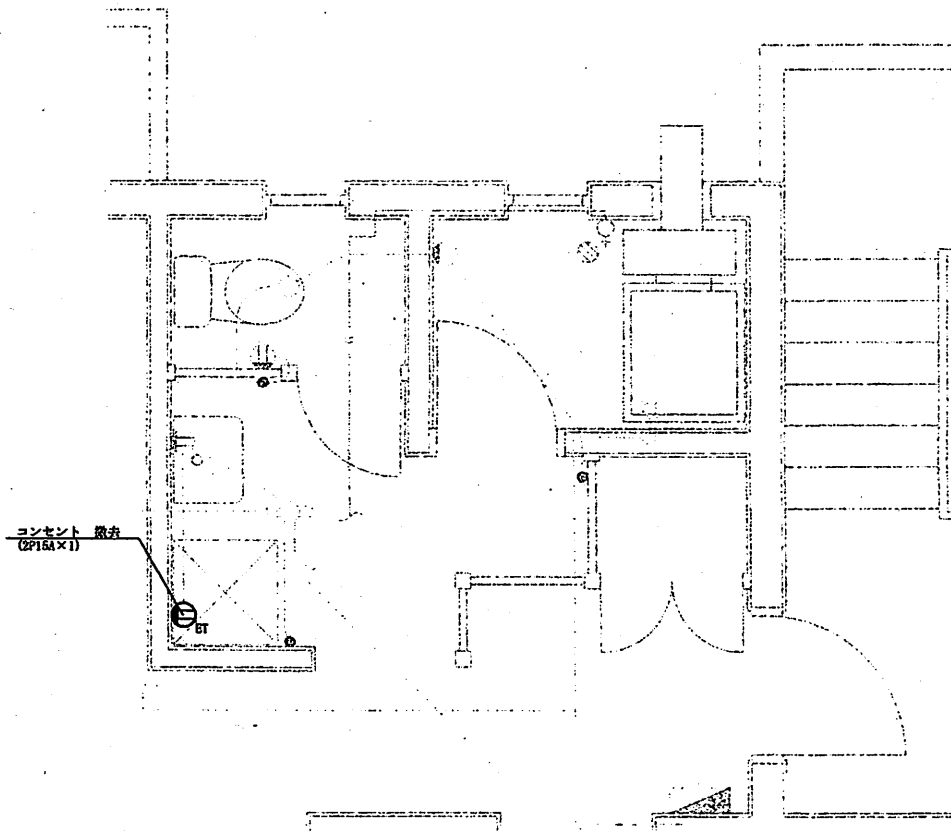
断面図

S=1/40



※部屋番号が偶数の場合は逆になる。

工 事 名 称	特別借受宿舎D棟給湯器更新工事	図 面 番 号	10/11
図 面 名 称	部分詳細図 【電気設備 改修図】	縮 尺 図 示	
陸上自衛隊岡山駐屯地業務隊			令和6年5月15日



※部屋番号が偶数の場合は逆になる。

工 事 名 称	特別借受宿舎D棟給湯器更新工事	図 面 番 号	11 / 11
図 面 名 称	部分詳細図 【電気設備 撤去図】	縮 尺	図 示
陸上自衛隊陸ヶ浦駐屯地業務隊			令和6年5月15日